

大網白里市 市民活動災害補償制度



市民活動災害補償制度について

市では、市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるように、市民活動中の万が一の事故に備えるため「市民活動災害補償制度」を導入しました。この制度は、市が保険料を負担し運営するもので、直接活動に参加された方や指導者として運営に従事された方などに損害賠償責任補償、傷害補償、特定疾病補償が適用されます。

※ 保険料は市が全額を負担しますので、**保険料を支払う必要はありません。**

※ この補償制度は、市民活動における全ての事故を補償の対象とするものではなく、対象となる活動（事故）と対象とならない活動（事故）があります。

※ **不特定多数の方が参加するイベント等を実施する場合には、民間の行事保険（レクリエーション保険やイベント保険）等への加入をお勧めします。**

補償の対象となる活動

市内に活動の拠点を置く団体が、無報酬（実費弁償程度を含む）で自主的かつ計画的に行う公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）及び公益性のある市主催行事等が対象になります。

× 私益
× 共益

1 対象となる活動

市民活動の区分	市民活動の例
地域社会活動	○区の活動 ○防犯・防災（大規模災害時を除く）活動 ○清掃活動（道路、河川、公園、その他の公共施設） ○リサイクル活動 など
社会教育活動	○スポーツの指導 ○文化活動の指導 など
社会福祉活動	○在宅高齢者・障がい者の見回り ○ホームヘルプ ○手話通訳 ○就労・社会復帰のための援護活動 など
青少年健全育成活動	○子ども会 ○非行防止パトロール など
市主催事業活動	○市が主催又は共催する事業の運営ボランティア ○市主催の講座・講演会等の手伝い など

※補償の可否に関する判断は、個別具体的に行います。

これらの活動が必ずしも補償の対象になるとは限りません。

2 対象者

(1) 賠償責任事故 市民団体及び市民団体の構成員

(2) 傷害事故または特定疾病事故 市民団体の構成員及び参加者

※市民活動のサービスの受益者、単なる来場者・観覧者等は対象となりません。

3 対象にならない活動等

- ① 政治、宗教、営利を目的とした活動
- ② 会員同士の趣味、娯楽または懇親を目的とする活動
- ③ 職業として行う活動
- ④ 学校、保育所または幼稚園の管理下で行う活動
- ⑤ スポーツ団体の管理下で行うスポーツ活動における参加者
- ⑥ 単なる見学者や来場者またはサービスを受ける者 など

4 制度適用期間

令和6年4月1日～

(令和6年3月31日以前に発生した事故は対象外です。ご注意ください。)

補償の種類と内容

1 損害賠償責任補償

市民活動中に、主催者（指導者・運営スタッフ）が、誤って補償対象者やその他第三者の生命、身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに支払われます。

補償区分	内容	補償限度額
対人賠償	身体に損害（死亡、傷害）を与えたとき	1名につき 6,000万円 1事故につき 2億円
対物賠償	財物に損害（滅失、毀損）を与えたとき	1事故につき 100万円
保管者賠償	預かり品や管理している物を滅失・毀損・汚損等により損害を与えたとき	1事故につき 100万円 （1補償制度適用期間中につき100万円）
業務外個人行為賠償	市民活動中や自宅との往復途上において、個人の行為により第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与えたとき	1事故につき 2億円

事例

- ・自治会の草刈り中に小石を飛ばしてしまい、近くに停めてあった他人の車のガラスを割ってしまった。
- ・地域のイベントで、スタッフがテントを倒してしまい、参加者がケガをした。

2 特定疾病補償

市民活動中に急性心疾患や急性脳疾患等によって、補償対象者が死亡したときに支払われます。

対象となる事故	補償金額
以下の疾患を活動中に発症し、病院に搬送されそのまま30日以内に死亡した場合 ・急性心疾患（心筋梗塞、心不全等） ・急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）	1名につき 50万円
その他の疾患（疾患名が特定できること）により24時間以内に死亡した場合	

3 傷害補償

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、補償対象者が死亡したときや負傷したときに支払われます。

補償区分	内容	補償金額
死亡補償	事故発生日から起算して 180 日以内に死亡したとき	1 名につき 300 万円
後遺障害補償	事故を原因として、当該事故発生日から起算して 180 日以内に後遺障害を生じたとき	1 名につき 300 万円に障害の程度に応じ、保険約款に定める率を乗じた額
入院補償（日額）	事故を原因として、その治療のために入院したとき（事故発生日から起算して 180 日以内の間に限る）	1 日につき 3,000 円
手術補償	入院補償が支払われる場合で、その治療のために手術を受けたとき	入院補償の日額に手術の種類に応じ、保険約款に定める倍率を乗じた額
通院補償（日額）	事故を原因として、その治療のために通院をしたとき（事故発生日から起算して 180 日以内の間に限るものとし、その間において 90 日を限度とする）	1 日につき 2,000 円

※主催者（指導者・運営スタッフ）が定めた集合、出発又は解散場所と補償対象者の住居との通常の経路往復中も対象となります。

※熱中症（熱射病・日射病）、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒も対象となります。

事例

- ・地域の防犯パトロール中に、転倒して負傷した。
- ・公園の清掃活動中に、熱中症を発症した。

補償の対象とならない事故（おもなもの）

★ 以下に掲げる事故は、制度の補償対象外になります。ご注意ください。

1 損害賠償責任事故

- ① 市民団体及び市民団体の構成員の故意による事故
- ② 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的若しくは社会的騒じょうによる事故
- ③ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮による事故
- ④ 市民団体の構成員の同居の親族に対する事故
- ⑤ 市民団体及び市民団体の構成員が所有、使用若しくは管理する車両又は動物による事故
- ⑥ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事による事故
- ⑦ 狩猟による事故
- ⑧ 市の保険契約に係る保険約款又は特約条項において免責とされる事故

2 傷害事故又は特定疾病事故

- ① 傷害事故又は特定疾病事故の補償対象者の故意又は重大な過失による事故
- ② スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下のスポーツ活動（練習、試合、合宿、遠征等の活動をいう。）における参加者の事故
- ③ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的若しくは社会的騒じょうによる事故
- ④ 地震、噴火又はこれらによる津波による事故
- ⑤ 傷害事故又は特定疾病事故の補償対象者の脳疾患、疾病（熱中症等及び特定疾病事故を除く。）又は心神喪失による事故
- ⑥ 傷害事故又は特定疾病事故の補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- ⑦ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいう。）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加し発生した事故
- ⑧ 傷害事故又は特定疾病事故の補償対象者の無資格運転又は酒酔い運転若しくは麻薬、覚せい剤等の影響により発生した事故
- ⑨ むちうち症又は腰痛で医学的他覚所見のない事故
- ⑩ 市の保険契約に係る保険約款又は特約条項において免責とされる事故

事前準備について

- ★本制度は、団体や個人で保険加入の手続きや保険料を負担していただく必要はありません。
- ★事前登録は必要ありませんが、活動の目的や趣旨を明確化しているもの（規約・会則・事業計画書など）を定め、名簿（住所・氏名・生年月日必須）を備えている必要があります。必ず事前準備をお願いします。

事故が起こったら

1 市民活動中に万が一事故が発生したときは、速やかに地域づくり課へ事故発生の状況をご連絡ください。

★ご連絡いただく内容

事故報告内容		
1. いつ（日時）	4. どうして（事故状況）	7. 団体の代表者氏名連絡先
2. どこで（場所）	5. どうなったか（損害状況）	
3. 誰が（当事者）	6. 治療先・修理先	



2 事故が発生してから15日以内に、「事故報告書」に必要書類を添付して提出いただきます。

★添付していただく書類

- ① 団体の概要が把握できるもの（規約・会則など）
- ② 団体の年間行事計画表（総会資料でも可）
- ③ 当日の活動が把握できるもの（お知らせ、通知文など）
- ④ 当日の補償対象者の名簿
- ⑤ 事故発生状況等が把握できる資料（現場の案内図、見取図、写真等）
 - ア 活動の往復途上の事故の場合は、事故現場の見取り図
 - イ 賠償責任事故の場合、損害の程度を証明する写真など
 - ウ 交通事故の場合、交通事故証明書
 - エ 特定疾病事故の場合、死亡原因となる疾患名を証明する診断書など



- ### 3 提出された書類に基づき、市民活動中の事故であるか、制度に該当するかを判定します。
- 制度に該当する事故として認定された場合、補償金請求書等を送付します。制度に該当しない場合はその旨をご連絡します。



- 4 補償の対象になると認められた場合、補償金等の請求に必要な書類を提出していただきます。
必要な書類は、補償区分により保険会社から指定させていただきます。

★賠償責任補償の場合

被害者と示談が成立したとき又は調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後に提出していただきます。

★傷害補償の場合

通院・治療等が全て終了した後に提出していただきます。

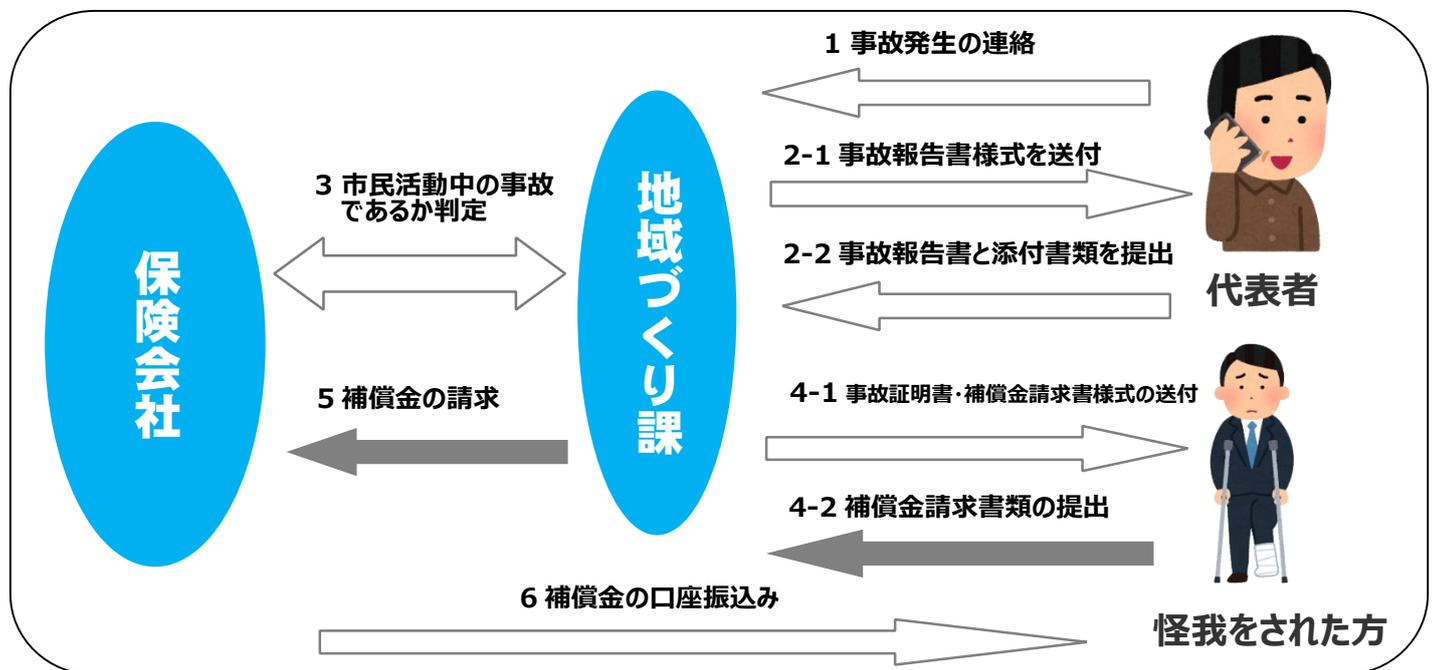
★特定疾病補償の場合

法定相続人が確定した後に提出していただきます。



- 5 請求された方が指定した金融機関口座に補償金等が振り込まれます。

<補償金が支払われるまでのイメージ（傷害事故の場合）>



【問い合わせ先】

大網白里市役所地域づくり課 市民協働推進班

TEL: 0475-70-0342

大網白里市市民活動災害補償制度 Q&A

補償適用のポイント

- ①自主的な活動であること。
- ②無報酬の活動であること（交通費などの実費支給は除きます）。
- ③あらかじめ計画された活動で、活動の時間・範囲等がきちんと計画されていること。
また、参加者名簿を備え、当日の参加者（出席者）が確定される活動であること。
- ④公益的な活動であること。

【制度について】

Q:市民活動とはどのような活動を指しますか？

A:「市民活動」とは、営利を目的としない市民の自主的な公益活動のことをいいます。市民が、自分のためだけでなく、みんなのために自分から進んで行う活動のことです。

例) 区・自治会活動、清掃活動、防犯・防災活動、福祉施設援護活動等

Q:市民活動に該当する活動の判断はどのようにするのですか？

A:活動の内容が分かる資料（事業計画や事業の開催通知等）や、第三者証明により個別に判断します。

Q:この制度を利用するための登録や申し込みはどうすればよいのでしょうか？また、保険料はかかりますか？

A:事前の登録や申し込みは不要です。本市において市民活動を行う市民を対象に保険契約を締結しますので、保険料の負担も不要です。

市民団体の自主的なボランティア活動については、事故が発生した後、地域づくり課市民協働推進班で手続きをしてください。

また、市の主催行事等により実施する市民活動については、当該行事の担当課に申し出てください。

手続きには、所定の報告書等の書類の他、ボランティア活動内容が客観的に分かる書類（規約・事業計画・行事案内チラシ、従事者名簿など）も必要になります。活動内容が確認できない場合は、補償金が支払われない場合がありますので、日頃から書類等の整理をお願いします。

Q:この補償制度があれば、団体が独自に加入していた他の保険に加入する必要はなくなりますか？

A:本補償制度の対象活動や補償内容は、それぞれの自治会・ボランティア団体などが独自で加入していた保険と全く同じという訳ではありません。対象活動や補償内容を比較していただき、必要であれば他の保険への新規・継続加入についてご検討いただく必要があります。

Q:事故報告書は誰が提出するのですか？

A:市民活動に対する補償制度ですので、原則として、市民活動団体の代表者に提出していただきます。

Q:保険金請求の時効はありますか？（傷害事故又は特定疾病事故）

A:保険法では事故日から3年と定められています（保険法第95条（消滅時効））。

本市においては、要綱で保険請求は完治若しくは事故日から180日経過したいずれか早い時点と定めています。また、事故報告についての請求期限は法的にはありませんが、正確な事故判定を行うためにも、事故発生日から15日以内に行っていただきます。

Q:市民活動中に発生した事故により、第三者（被害者）へ損害を与えた場合、示談などの交渉を市や保険会社が行うのでしょうか？

A:原則として、加害者と被害者の当事者間で解決を図ってもらいます。被害者との示談交渉に際しては、法的に（弁護士法第72条）市も保険会社も関与することはできません。ただ、保険会社が事故処理について相談に乗ることや、解決に向けたアドバイス等は可能です。

【対象者(活動)について】

Q:イベントを催した場合、不特定の参加者が考えられますが、その参加者は補償対象になりますか？

A:イベントを運営するスタッフ等は補償対象になりますが、一般の参加者は対象になりませんので、別途民間保険会社の「1日行事保険」などに加入していただく必要があります。

ただし、イベント内容が奉仕性のあるボランティア活動等であれば、参加者も補償対象になりますので、当日の活動者名簿等を準備しておいてください。

Q:参加者も対象になるボランティア活動のイベントにはどのような活動がありますか？

A:例えば、地区の防災訓練のほか、道路・公園等の清掃活動などが挙げられます（参加したことによって、公共の利益に繋がる活動）。

Q:個人で行うボランティア活動は対象になりますか？

A:補償の対象になりません。

市内に活動の拠点を置く団体が、無報酬で自主的かつ計画的に行う公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）等が対象になります。

※個人ボランティアが対象になる保険に、ボランティア保険があります（社会福祉協議会が窓口）。ボランティア保険は事前登録が必要であり、保険料も自己負担となります。

Q:報酬を得て活動しているスタッフ等は補償対象となりますか？

A:原則として報酬や謝礼を得て活動している人は対象となりません。ただし、弁当や交通費などの実費弁償程度は無報酬とみなされるため、補償対象となります。

Q:実費弁償程度とはなんですか？

A:活動をするにあたり、必要な昼食代や交通費のことです。

常識的に妥当な範囲の金額（価値）の受領であれば、無報酬と同じ扱いになります。

Q:活動にあたっての事前打合せや練習は、対象になりますか？

A:市民活動のための打合せや練習であれば、対象となります。

Q:地域で夏まつりを実施します。会場に来た来場者も対象となりますか？

A:この制度は市民活動に直接参加する方（指導者・運営スタッフ等）を対象としていますので、単なる来場者等は対象となりません。

ただし、主催者（指導者・運営スタッフ）の不手際によって来場者等にケガをさせてしまった場合は、賠償責任補償の対象となります。

Q:自治会等で空き缶拾いや新聞紙などの資源回収を行い、市から奨励金をもらっている場合、補償制度の対象になりますか？

A:奨励金が本来の活動資金に充てられる場合（営利目的でない場合）は補償制度の対象となります。

Q:自動車での防犯パトロールなど、自動車による移動中の事故は、補償制度の対象になりますか？

A:自動車に係る賠償補償については、車両にかけている自動車保険での対応となりますので、補償制度の対象となりません。

Q:大網白里市外に居住する個人が、市内で活動を行い発生した事故について、補償対象となりますか？

A:その個人が、市内に主たる活動拠点を置いている団体に所属し、市民活動を行っている際に発生した事故は、補償対象となります（団体の拠点が市外にある場合は、補償対象となりません）。

Q:自治会費の集金中の事故は補償対象になりますか？

A:自治会の基本的な活動に当たるため、補償対象となります。

ただし、自治会費の集金中の事故であることを証明する必要があるため、その方が集金の当番であること、また、自治会の中のどなたかに、集金していたことを証明していただくことが必要です。

Q:地域の企業の社員が社会貢献として、地域の清掃活動に参加しているが、この場合は対象になりますか？

A:本制度は、市民団体等の自主的なボランティア活動を支援するためのものであるため、企業・お店などが行うボランティア活動は対象となりません。

Q:自主防災組織が行う災害時のボランティア活動は補償対象になりますか？

A:対象になる活動と、ならない活動があります。

二次災害が予想されるような危険な場合の活動は、対象となりません。

ただし、活動内容のうち、被災者支援活動・救援物資の提供・防災活動など危険性の低い活動は緊急時での活動にはあたらないため、補償制度の対象となります。

【傷害補償について】

Q:活動場所に向かう途中、自転車で転んでケガをしました。傷害補償の対象になりますか？

A:活動場所と自宅との往復途上の事故も対象となります。ただし、通常の経路とは異なる経路（途中で回り道してスーパーに立ち寄ったなど）で発生した事故は対象外となります。

Q:学校のクラブ活動や、委員会活動中の児童・生徒のケガ、保育所での園児のケガは傷害補償の対象になりますか？

A:対象になりません。

児童・生徒等が行う学校・保育所管理下の活動は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となります。

Q:公園での清掃活動中に熱中症になった場合、対象になりますか？

A:熱中症（熱射病・日射病）は補償の対象となります。

Q:入院の際の差額ベッド代や付添看護師費用などは傷害補償の対象となりますか？

A:入院及び通院の補償金の支払いは、実際にかかった費用を基準に支払いを行うものではなく、入院は1日につき3,000円、通院は1日につき2,000円を支払う、いわゆる定額となります。

Q:市民活動中に頭を強く打ったため、念のため、医療機関で検査を行いました。結果として何も異常は認められなかった。この場合も対象になりますか？

A:医療機関での治療（入院・通院）がない場合には対象となりません。

【損害賠償責任事故について】

Q:地域のお祭りで使う道具（太鼓や音響機械など）を参加者が誤って壊した場合、損害賠償責任事故の対象となりますか？

A:対象となりません。

損害賠償責任事故は、従事者等の過失により、参加者又は第三者の財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、活動の責任者等が法律上の賠償責任を負った場合が対象となります。

そのため、参加者が壊した場合は、借りた道具であっても、地域団体等が所有する道具であっても、損害賠償責任事故の対象とはなりません。

Q:料理教室で、もし食中毒が発生した場合、賠償の対象となりますか？

A:食事の材料ではなく、調理中あるいは運搬中に原因があった場合には、対象となります。ただし、あくまでも主催する団体等に法律上の責任がある場合にのみ対象となります。

Q:地域の草刈りを自治会の役員が所有している草刈り機で行っています。活動中にその草刈り機が故障した場合、損害賠償責任事故の対象となりますか？

A:対象となりません。

活動中で発生した事故であっても、その団体内で用意した個人所有の危機の故障は損害賠償責任事故の対象にはなりません。

【その他】

Q:診断書料は補償金の対象となりますか？

A:対象となりません。傷害の程度を立証する費用として、ご本人の負担となります。

Q:清掃活動に参加していた子どもが誤って事故を起こした場合、損害賠償責任補償及び傷害補償の対象となりますか？

A:（損害賠償責任事故）

通常子どもが起こした事故に対しては、その親権者である親や、団体の責任者に対して監督責任が問われることとなります。

本制度は、地域団体等の活動を支援する制度であるため、子どもが起こした事故であっても、地域団体等が法律上の賠償責任を負った場合は補償の対象となります。団体の責任者から子どもが清掃活動の従事者であると報告が必要です。

ただし、親権者が自分の子どもにケガをさせた場合は、対象外となります。

（傷害事故）

団体の責任者から、ケガをした子どもが清掃活動の従事者であると報告があれば、補償対象となります。

ただし、事故発生時の状況によって対象とならない場合もありますのでご注意ください。

Q:別の保険に加入していた場合、補償は両方から受けられますか？

A:傷害保険には重複の概念がないため、それぞれに請求が可能です。

損害賠償責任事故については、他の保険契約条件によるので、保険会社間の調整で補償額が決定されます。